

Ⅱ 実施要項細則

1 市町村（学校組合を含む。）立学校の部

中堅教諭等資質向上研修実施要項細則（市町村(学校組合を含む。)立学校の部) 和歌山県教育委員会

1 趣旨

この細則は、中堅教諭等資質向上研修実施要項に定めるもののほか、中堅教諭等資質向上研修の実施に必要な事項を定め、研修の円滑な実施に資する。

2 評価

- (1) 校長は、県教育委員会が定めた中堅教諭等資質向上研修教員評価表（以下「評価表」（中堅様式1））に基づき評価案を作成し、市町村（学校組合を含む。）教育委員会に、第6項（1）に指定する期日までに提出する。
- (2) 市町村（学校組合を含む。）教育委員会は、校長から提出された評価案について、必要な調整及び決定を行い、第6項（1）に指定する期日までに、和歌山県教育センター学びの丘所長宛てに提出する。

3 研修計画

- (1) 校長は、県教育委員会が定めた別記「中堅教諭等資質向上研修に関する研修内容」に基づき、実施計画書（中堅様式2-1、3-1）を作成し、市町村（学校組合を含む。）教育委員会に、第6項（2）、（3）に指定する期日までに提出する。
- (2) 市町村（学校組合を含む。）教育委員会は、校長から提出された実施計画書について、必要な調整及び決定を行い、第6項（2）、（3）に指定する期日までに、和歌山県教育センター学びの丘所長宛てに提出する。
- (3) 県教育委員会は、市町村（学校組合を含む。）教育委員会から提出された実施計画について、必要な調整を行う。

4 研修区分等

教育センター学びの丘等で実施する研修を校外研修、学校等で実施する研修を校内研修とする。

(1) 校外研修

校外研修は、共通研修、選択研修に区分し、次のとおりとする。

研修区分	実施年度	日数	実施時期	研修内容
共通研修	令和7年度 (新規年度)	4日	主として、 夏季・冬季 の長期休 業期間中	別記「中堅教諭等資質向上研修に関する研修内容」の「1 校外研修」による。
	令和8年度 (継続年度)	1日		
選択研修	令和7年度 (新規年度)	2日		
	令和8年度 (継続年度)	1日		

(2) 校内研修

実施年度	日数	実施時期	研修項目
令和7年度 (新規年度)	10日	5月※～ 2月	※事前に視聴する研修動画及びライフコースシート作成については4月に行ってもよい。 項目1 キャリアデザイン研修 別記「中堅教諭等資質向上研修に関する研修内容」の「2 校内研修」による。
令和8年度 (継続年度)	5日	4月～ 11月	

ア 校長は、教職員の組織や校区の状況等、学校の実情に配慮し、副校長、教頭及び主任等の協力を得て、校内研修を計画する。

イ 校長、副校長及び教頭は、実施計画に基づき、校外研修との関連に配慮して、継続的、組織的な研修が行われるように留意するとともに、研修項目に応じて研修教員の指導及び助言に当たる。

ウ 主任等は、校長、副校長及び教頭の指導のもとに、実施計画に基づき、研修教員に対して指導及び助言を行う。

5 研修の終了

- (1) 校長は、研修終了後、評価表（中堅様式1）及び各実施報告書等（中堅様式2-2、3-2、3-3、4及び6）を作成し、市町村（学校組合を含む。）教育委員会に、第6項（1）～（3）に指定する期日までに提出する。
- (2) 市町村（学校組合を含む。）教育委員会は、校長から提出された評価表及び各実施報告書等を、第6項（1）～（3）に指定する期日までに、和歌山県教育センター学びの丘所長宛てに提出する。

6 書類の提出

当該の学校、市町村（学校組合を含む。）教育委員会は、次の（1）～（3）により関係書類を提出する。

（1）評価に係る書類（新規年度のみ）

書 類		提 出 期 日		中堅 様式
		市町村（学校組合を含む。） 教育委員会教育長 宛	和歌山県教育センター 学びの丘所長 宛	
教員評価表 ※ 郵送にて提出	新規年度 研修実施前	令和7年 5 月 3 0 日（金）	令和7年 6 月 6 日（金）	1
	新規年度 研修終了後	令和8年 2 月 2 0 日（金）	令和8年 2 月 2 7 日（金）	1

（2）校外研修（選択研修）に係る書類

書 類		提 出 期 日		中堅 様式
		市町村（学校組合を含む。） 教育委員会教育長 宛	和歌山県教育センター 学びの丘所長 宛	
新規	選択研修 実施計画書 ※ 電子メールにて送信	令和7年 5 月 3 0 日（金）	令和7年 6 月 6 日（金）	2-1
	選択研修 実施報告書 ※ 電子メールにて送信	令和8年 2 月 2 0 日（金）	令和8年 2 月 2 7 日（金）	2-2

（3）校内研修に係る書類

書 類		提 出 期 日		中堅 様式
		市町村（学校組合を含む。） 教育委員会教育長 宛	和歌山県教育センター 学びの丘所長 宛	
新規	校内研修 実施計画書 ※ 電子メールにて送信	令和7年 5 月 3 0 日（金）	令和7年 6 月 6 日（金）	3-1
	校内研修 実施報告書 ※ 電子メールにて送信	令和8年 2 月 2 0 日（金）	令和8年 2 月 2 7 日（金）	3-2
	校内研修 成果と課題 ※ 電子メールにて送信			3-3
	校内研修会①運営実践実 施報告書 ※ 電子メールにて送信	令和7年 1 2 月 1 2 日（金）	令和7年 1 2 月 1 9 日（金）	4
継続	校内研修会②運営実践実 施報告書 ※ 電子メールにて送信	令和8年 1 0 月 3 0 日（金）	令和8年 1 1 月 6 日（金）	6

3 実施上の留意事項

【(市町村(学校組合を含む。))立学校の部)(県立学校の部) 共通】

中堅教諭等資質向上研修実施上の留意事項

1 中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者

養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び次に掲げる教諭等は除く。

- (1) 臨時的に任用された者
- (2) 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修又は10年経験者研修を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
- (3) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された者

2 在職期間の計算方法

- (1) 国立、公立又は私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(旧盲学校、旧ろう学校、旧養護学校を含む。)及び幼稚園の教諭等として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。)を通算する。
- (2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間を通算する。
- (3) 次に掲げる期間が引き続き1年間以上あるときは、その期間の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を減算する。
ア 国家公務員法又は地方公務員法の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

ウ 国家公務員の育児休業等に関する法律又は地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間

エ 私立の学校の教諭等として在職した期間について、上記ア又はウの期間に準ずるものとして和歌山県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認める期間

オ 負傷又は疾病による休暇を取得した期間及び国外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するために職務に専念する義務を免除された期間

3 研修を受講する年度

在職期間が原則10年に達した次の年度とする。ただし、教育長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 研修を受講できない者の取扱い

研修を受講する年度に、育児休業等により研修を受講できない者については、あらかじめ教育長の承認を受け、当該事由がなくなる日の属する年度の次の年度に受講するものとする。

5 大学院派遣により教職大学院に在学している場合について

研修を受講する年度に、大学院派遣により教職大学院に在学している者については、当該年度の中堅教諭等資質向上研修として読み替えることができる。該当する受講者がいる場合、市町村立学校は所属長から市町村教育委員会を通じて、県立学校は直接、教育センター学びの丘研修課に連絡し、指示に従うこと。

電話(0739)26-3496(直通)